

宗団法人 日本キリスト教団志木教会附属 泉幼稚園みのりの会会則

- 第1条 本会は宗団法人日本キリスト教団志木教会附属泉幼稚園みのりの会と称し、泉幼稚園内におく。(以下略して泉幼稚園とする。)
- 第2条 本会は泉幼稚園園児の保護者をもって会員とし組織する。
- 第3条 本会の目的
1. 会員の研修
 2. 会員の親睦
 3. 泉幼稚園の保育が充実され発展の為に後援の任を果たす。
- 第4条 第3条の目的を達成する為に次のことを行う。
1. みのりの会特別講演会開催
 2. 園の行事がある際のお手伝い
 3. 相互の連絡・親睦
 4. その他本会の目的達成に必要な事項
- 第5条 本会の組織には次の役員をおく。
1. 会長 1名
 2. 副会長 1名
 3. 会計 1名
- ① 上記3名の他に数名を役員に加えることができ、連絡員と称す。
- 第6条 連絡員の任務
1. 会長は本会を代表し会務を処理し会議を招集しその議長となる。
 2. 副会長は会長を助け、会長事故ある時はその職務を代行する。又書記として庶務を管理する。
 3. 会計は会の会計を管理する。
- 第7条 本会連絡員の選出
- 各クラスより互選される。
- 第8条 連絡員会は定期とせず、必要に応じて招集する。
連絡委員会には、相談役として園長及び教職員が加わる。
- 第9条 任期
- 任期は1ケ年とし、再選は妨げない。
- 第10条 総会
- 本会は各年度4月に総会を開く。但し必要に応じて臨時総会を開くことができる。総会は全会員をもって組織する。
組織は会員数の1/3以上をもって成立するものとする。
- 第11条 総会は次のことを行う。
1. 決算及び会務報告
 2. 事業計画並びに予算の決定

3. その他

第12条 本会の経費及び園への助成金は入会金及び会費、その他の収入をもってこれに充てる。

入会金は入園の際納める。1家庭2,000円とする。

会費は園児1名につき1ヶ月800円とし、毎月納入する。

これらは時の事情によって額の変更もある。

これは連絡員会に於いて相談し決定する。

第13条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第14条 本会則は総会の決議で変更することができる。

附記1 本会則は平成7年4月1日より施行する。

本会則は平成31年4月18日に改正し、同日より施行する。

本会則は令和2年4月1日に改正し、同日より施行する。

本会則は令和6年4月19日に改正し、同日より施行する。

附記2

1. 慶弔・餞別規定

お祝い(結婚・出産)	① 園児の保護者	2,000円
	② 教職員	
お見舞い (5日以上入院、その他)	① 園児とその保護者	2,000円
	② その他	
お花料	① 園児とその保護者・兄弟	5,000円
	② 教職員	
お餞別	① 園児	2,000円
	② 教職員	

※教職員、その他の場合には、その都度協議して額を決める。

2. 卒業積立金について

年長組は卒業時の費用を毎月積立ることとする。

(記念品代・お別れ会費用・アルバム・その他)

費用はその都度定める。

年長組の中から卒業対策委員を選び、会計並びに卒業に関する諸事を相談してすすめる。